

骨子案文検討票

NO. 9 -

テ - マ 項目		震災に強い人や地域づくりを進める、地域防災力の強化 県民の備え	
骨子案内容	主語	文案	
	骨子案	(県民の備え) 県民は、地震発生時に自らや家族、近隣住民の生命、身体を守るため、知識の習得に努めるとともに、次の備えをするよう努めなければいけません。 (1) 既存建築物の耐震性の確保や建築物の耐震性の維持のための点検や補修 (2) 危険工作物等の点検や改修、転倒等危険物の転倒等の防止 (3) 消火器等の初期消火に必要な用具の設置と管理 (4) 避難を円滑にするための用具と非常持ち出し品の準備 (5) 応急手当に関する技術の習得 (6) 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄と医薬の確保 (7) 緊急避難場所と避難所の位置、避難路、避難方法、家族間の連絡方法等の確認 (8) その他自らや家族、近隣住民の生命、身体を守るために必要な備え	
	解説案	自らの生命、身体、財産を守るために備えをしている人は、4県地震・津波県民意識調査によると次のとおり低く、その危険性の認識と自ら改善する意識が必要です。 ・木造住宅の専門家による診断の実施率4.7% ・ブロック塀、石塀、門柱などがある住宅は59.5%、うち安全性を点検していないのは93.4% ・家具固定を、全くしていないのは71.1%、一部のみ固定しているのは17.6% ・ガラスへの飛散防止対策率1.4%のみ ・消火器の設置率32.4% ・非常持ち出し品の準備率35.7%、ただし津波浸水予想区域では18.6% ・食料品の備え率27.6%、飲料水の備え率33.9% (津波浸水予想区域で、家族が3日間食べていける水・食料が常にある率は17.9%) ・救急医薬品や常備薬の保持率21.2% ・生活必需品 (例 ちり紙、タオル、石鹼等26.8%、毛布12.8%) ・避難場所の確認率38.3%、ただし津波浸水予想区域では52.1% ・家族間の連絡方法等の確認13.0% (津波浸水予想区域で12.9%)、待ち合わせ場所の決定12.1% (津波浸水予想区域で14.7%)	
	対策	県民の自らの備え	
関連事項	施行日	公布日・その他の日 ( )	
	規則の要否	要 <input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/>	(主な規定事項)
	項目の出所等	意見提出用紙 (県民WS) (検討会意見 (シー HNO.11、24、28、34ほか)) 過去の地震からの教訓 (地域防災計画・地域目標・その他)	
検討会での協議内容	主な意見		
	協議結果	原案OK・修正 他の対策に変更 テ - マからはずす 追加	
備考			
作成履歴	作成日		
	修正日		
	確定日		

骨子案文検討票

NO. 9 -

テ - マ 項目		震災に強い人や地域づくりを進める、地域防災力の強化 事業者の備え	
骨子案内容	主語	文案	
	事業者	(事業者の備え) 1 事業者は、地震発生時に事業所内の人の生命、身体を守り、事業の継続を行うため、次の備えをするよう努めなければいけません。 (1) 既存建築物の耐震性の確保や建築物の耐震性の維持のための点検や改修 (2) 危険工作物等の点検や改修、転倒等危険物の転倒等の防止 (3) 消火器等の初期消火に必要な用具の設置と管理 (4) 避難を円滑にするための用具と非常持ち出し品の準備 (5) 食料、飲料水等の備蓄、医薬品等の確保と応急的な措置に必要な資機材等の整備 (6) 地震防災に関する体制整備、啓発、研修、訓練等の実施 (7) 事業継続計画の作成と必要な備え (8) 木材や船舶等の流出や、危険物の漏出等、地震発生時に人の生命、身体に被害を与えないための適切な管理 (9) その他事業所内の人の生命、身体を守るために必要な備え	
	"	2 事業者は、地域の自主防災組織等が実施する防災訓練その他の地震防災の活動と連携するよう努めるものとします。	
	課題	平成17年度に従業員50名以上の製造業131社を対象として行ったアンケートによると、防災に対する取組を公表している企業の割合は8.8%、事業継続計画を作成している割合は7.5%でした。他の産業分野においても、日頃から危険物を取り扱っているため安全に関する規程を作成するなど法令で義務づけられている業種を除き、事業者の地震対策への取組が活発にされている訳ではないものと推測されます。	
解説案	対策	事業所の地震対策の推進	
関連事項	施行日	<del>公布日</del> ・その他の日 ( )	
	規則の要否	要 <del>不要</del>	(主な規定事項)
	項目の出所等	<del>意見提出用紙</del> ・県民WS <del>検討会意見</del> (シートNO.39ほか) <del>過去の地震からの教訓</del> 地域防災計画 <del>地域目標</del> ・その他	
検討会での協議内容	主な意見		
	協議結果	原案OK ・修正 他の対策に変更 ・テ - マからはずす 追加	
備考			
作成履歴	作成日		
	修正日		
	確定日		

骨子案文検討票

NO. 9 -

テ - マ 項目		震災に強い人や地域づくりを進める、地域防災力の強化 自主防災組織の活動の推進
骨子案内容	主語	文案
		(自主防災組織の活動の推進)
	県民	1 県民は、その居住する地域において自主防災組織を結成し、積極的に活動に参加するよう努めなければいけません。
	自主防災組織	2 自主防災組織は、地震発生時に地域の住民の安全を確保するため、市町村等と連携して、あらかじめ次の活動をするよう努めなければいけません。 (1)防災知識の普及 (2)発生の予想される被害、危険箇所、避難場所、避難路、通報先等の把握、防災マップの作成、地域の居住者等へのこれらの情報の周知 (3)防災訓練の実施 (4)地震防災用の資機材等の整備と点検 (5)救助活動のための技能の取得 (6)災害時要援護者の把握と避難のための仕組みづくり (7)転倒等危険物の転倒等防止対策の推進 (8)その他被害の軽減のための活動
	"	3 自主防災組織は、地震が発生したときは、市町村等と連携して、次の活動を行うよう努めなければいけません。 (1)情報の収集と伝達 (2)居住者等の避難誘導活動 (3)出火の防止と初期消火 (4)負傷者等の救助活動 (5)安否確認 (6)炊き出し等の給食給水活動 (7)災害危険箇所の把握 (8)その他必要な活動
"	4 自主防災組織は、活動を活性化するため、他の自主防災組織、地域の事業者その他の地域の活動団体と連携に努めるものとします。	
県	5 県は、市町村と連携して、自主防災組織の設立や活動に必要な支援をするとともに、自主防災組織の活動において中心的な役割を担う者の育成に努めます。	
解説案	課題	南海地震が発生した時は、公的機関も被災し被災地全域に救助活動が行き渡らないことが予想されるため、地域での助け合いが必要になってきます。災害対策基本法においても、住民の責務として、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与することが規定されています。 高知県での自主防災組織の組織率は40.6% (平成18年4月1日)と全国平均66.9%と比較しても低く、組織率のアップと自主防災組織活動の活性化が課題です。
	対策	自主防災組織の活動の推進 (地域防災計画 (一)2- 2- 3)
施行日		公布日・その他の日 ( )

関連事項	規則の要否	要 <input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/>	(主な規定事項)
	項目の出所等	意見提出用紙・県民WS・検討会意見(シートNO.37ほか) 過去の地震からの教訓・地域防災計画・地域目標・その他	
検討会での協議内容	主な意見		
	協議結果	原案OK・修正・他の対策に変更・テ・マからはずす追加	
備考	南海地震条例関連施策整理票No.22		
作成履歴	作成日		
	修正日		
	確定日		

骨子案文検討票

NO. 9 -

テ・マ項目	震災に強い人や地域づくりを進める、災害時要援護者への支援等 災害時要援護者への啓発と支援 / 災害時要援護者の情報の把握と管理 / 災害時 要援護者が利用する施設の安全確保	
骨子案内容	主語	(災害時要援護者への啓発と支援)
	県	1 県は、災害時要援護者の生命の安全や被災後の生活が守られるよう 市町村等と連携して、災害時要援護者や家族があらかじめ取り組むべき備えや地震時に取るべき行動などに関する啓発を行うとともに、災害時要援護者を地域で支え合う仕組みづくりの促進に努めます。
	自主防災組織等	2 自主防災組織等は、地震が発生したときは、災害時要援護者の避難誘導や救助、安否確認、生活支援など(以下「災害時要援護者支援」といいます。)を行うよう努めるものとします。
	県	3 県は、地震が発生したときは、防災関係機関等と連携して、災害時要援護者が必要とする情報を提供するとともに、災害時要援護者の生活面に配慮し、応急活動や復旧活動の実施に努めます。
		(災害時要援護者の情報の把握と管理)
	自主防災組織等	1 自主防災組織等は、地震発生時に災害時要援護者支援が行うことができるよう、日頃から地域の災害時要援護者の把握に努めるものとします。
	災害時要援護者	2 災害時要援護者は、日頃から地域の自主防災活動等に参加するとともに、自主防災組織等にあらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとします。
自主防災組織等	3 自主防災組織等は、提供された災害時要援護者に関する情報を、高知県個人情報保護条例による指針に基づき適正に管理するものとします。	
	(災害時要援護者が利用する施設の安全確保)	
災害時要援護者が利用する施設の設置者	障害者施設、高齢者施設、医療機関、学校その他の災害時要援護者が利用する施設の設置者は、地震発生時に利用者の避難誘導や応急復旧を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ、利用者の特性を踏まえて地震に対する施設内の安全を確保するとともに、避難誘導や応急復旧活動に係るマニュアルの作成、マニュアルに基づく訓練、地震発生後早期にサービスを再開するために必要な対策を行うよう努めなければいけません。	

解説案	課題	<p>突然の大規模災害では、移動・判断・情報の受発信などに支援を要する者（障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人など）が被害にあいやすい傾向にあります。高知県内で市町村や県など行政機関が把握している災害時要援護者と思われる対象者は14万人ほどいます。ただし、これらの数字は、それぞれ台帳に登録されている人の数であり、地域で暮らす対象者数は、さらに多いと推定されます。</p> <p>このため災害時要援護者、平時支援している者、社会福祉施設等の事業者、支える地域がそれぞれの立場で、南海地震への備えを行っておく必要があります。</p> <p>県は、災害時要援護者の利用する公共施設の耐震補強、専門的な応急救助活動や被災者支援をするための体制整備を行う(別条にて記載)ほか、災害時要援護者の支援の仕方に対する情報や学習の機会を提供しています。</p> <p>災害時要援護者は、被害に遭わないための事前の備え、被災した場合も支援を継続して受けられるような取り決め等を行う必要があります。</p> <p>災害時要援護者と地域とは、災害時要援護者を地域で支え合う仕組みを平時から構築しておく必要があります。それが、防災ネットワークとなります。</p> <p>事業者のうち災害時要援護者が利用する施設の設置者では、施設の耐震補強、地震対策に係る組織づくりはもとより、利用者の避難誘導體制と早期再開が不可欠です。</p>	
	対策	<p>地域防災計画(震)2-2-11</p> <p>災害時要援護者自身への予防に関する取り組みを支援</p> <p>災害時要援護者の支え合いの仕組み(ネットワーク)づくり</p> <p>災害時要援護者からの情報提供と適切な管理</p> <p>社会福祉施設の設置者への利用者避難誘導體制と早期再開のための体制の整備の義務づけ</p>	
関連事項	施行日	<input checked="" type="checkbox"/> 公布日 ・その他の日 ( )	
	規則の要否	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	(主な規定事項)
	項目の出所等	<input checked="" type="checkbox"/> 意見提出用紙 <input checked="" type="checkbox"/> 県民WS <input checked="" type="checkbox"/> 検討会意見(シー HNO.30) <input checked="" type="checkbox"/> 過去の地震からの教訓 <input checked="" type="checkbox"/> 地域防災計画 ・地域目標	
検討会での協議内容	主な意見		
	協議結果	原案OK・修正 他の対策に変更・テ・マからはずす 追加	
備考	災害時要援護者から情報を提供された者の情報管理の指針が必要。 南海地震条例関連施策整理票 No.18参照		
作成履歴	作成日		
	修正日		
	確定日		

骨子案文検討票

NO. 9 -

骨子案内容	テ - マ 項目		震災に強い人や地域づくりを進める、地震防災に関する知識の普及、人材育成等 防災教育の推進
	骨子案	主語	文案
		学校や保育所の設置者・管理者 県	(防災教育の推進)  1 学校や保育所の設置者や管理者は、幼児、児童、生徒、学生が地震防災に関する理解を深めるとともに、地震発生時において自らの安全を確保できるよう 地震防災に関する教育の実施に努めなければいけません。  2 県は、学校や保育所において、地震防災に関する教育が推進されるよう支援に努めます。
		課題	南海地震で被害を少なくするには、事前の主体的な備えとともに、地震発生時、その場の状況に応じた判断ができ行動できる人づくりが大切です。 特に南海地震を経験する可能性の高い子どもたちには、幼児期の子どもから「自分の命は自分で守る」ことができるような、そして、年齢が上がるにつれ、周りの人々にも気を配ることができる「心」が育つような防災教育が必要です。 100年から150年周期で起きる南海地震は、家庭における世代間の伝承が難しく、学校や保育所における防災教育の意味が重要になってきます。 学校現場や保育所で防災教育に取り組むためには、発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発、教職員への研修等を継続して行っていく必要があります。
対策	防災教育の推進 (地域防災計画 (震)5 - 3 - 1 学校・地域での防災教育)		
関連事項	施行日	公布日・その他の日 ( )	
	規則の可否	要 (不要)	(主な規定事項)
	項目の出所等	意見提出用紙 (県民WS)・検討会意見 (シー HNO.38)・過去の地震からの教訓 (地域防災計画)・地域目標 ・ その他	
検討会での協議内容	主な意見		
	協議結果	原案OK・修正 他への対策に変更・テ - マからはずす 追加	
備考	南海地震条例関連施策整理票No.23		
作成履歴	作成日		
	修正日		
	確定日		

骨子案文検討票

NO. 9 -

骨子案内容	テ・マ項目	震災に強い人や地域づくりを進める、地震防災に関する知識の普及、人材育成等 県の広報や情報の提供 / 人材の育成や活用	
	骨子案	主語	文案
		県	(県の広報や情報の提供)  1 県は、県民、事業者等の防災知識の普及と防災活動の推進を図るため、防災関係機関等と連携して、地震防災に関する広報活動の実施と相談体制の整備に努めます。
		"	2 県は、県民、事業者等が地震に対する備えや地震発生時の迅速かつ適切な行動が行えるよう 国、市町村等と連携して、あらかじめ揺れ、津波、火災、液状化、土砂災害、地盤沈下等に関する情報の提供に努めます。  (人材の育成や活用)
"	県は、市町村、社会貢献活動団体等と連携して、地域や事業所における地震防災に係る活動に適切な助言や指導ができる人材の育成や活用に努めます。		
解説案	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、自ら実施する取組や県民意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施してきました。また、近年の報道機関等による報道や広報活動などによって、南海地震への住民の関心は以前より高まっていると思われませんが、実際の備えはまだ十分とはいえ、様々な工夫を加え、意識向上に結びつく広報活動を、引き続き行っていく必要があります。</li> <li>・ 揺れ、津波の危険はもとより、高知県は山地が広くかつ、急峻であり、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等についても計18,112箇所と、全国でも7番目に多い状況です。この数字は降雨に対してのもので、地震による土砂災害は厳密にいうと性格は違いますが、高知県は地震のときも土砂災害が起こる危険性の高い県であることは間違いありません。</li> </ul> <p>沖積平野や埋立地には液状化による構造物やライフラインへの被害の危険があります。また、過去の南海地震の折に県の中央地区が地盤沈下により浸水していますが、再びその被害に悩まされる可能性が高いです。</p> <p>南海地震の危険性について認識を深めていただくため、国等と連携した情報提供をできるだけ県民、事業者等に行っていく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域や事業所で適切な助言や指導ができる人材の育成や活用が十分できておらず、効果的な啓発ができていません。</li> </ul>	
	対策	県の広報活動 (地域防災計画 (震)2- 1- 2- 3 防災に関する広報の実施) 災害危険情報の提供 (地域防災計画 (震)2- 2- 5 地盤災害等予防対策 関係) 人材の育成や活用	
関連事項	施行日	公布日・その他の日 ( )	
	規則の要否	要・不要   (主な規定事項)	
検討会	項目の出所等	意見提出用紙・県民WS・検討会意見 (シー HNO.29)・過去の地震からの教訓 地域防災計画・地域目標・その他	
	主な意見		



での協議内容	協議結果	原案OK・修正 他の対策に変更・テ - マからはずす 追加	
備考	液状化エリア、地震動による土砂災害危険箇所（降雨による危険箇所とは異なるという研究者の発表もある。）\ 地盤沈下の危険箇所の個別の特定は無理。現象とその危険性の説明、国・からの情報、市町村に蓄積された危険情報の周知をさすことになる。		
作成履歴	作成日		
	修正日		
	確定日		

骨子案文検討票

NO. 9 -

テ - マ 項目		震災に強い人や地域づくりを進める、地域防災力の強化 南海地震対策推進週間	
骨子案内容	主語	文案	
	-	(南海地震対策推進週間)	
	県、県民、事業者等	1 県民、事業者、自主防災組織等の南海地震対策への理解を深め、備えの一層の充実が図られるよう 南海地震対策推進週間を設けます。	
	県	2 南海地震対策推進週間は 8月30日から 9月 5日までとし、この週間に県、県民、事業者、自主防災組織等は、自らの南海地震への備えの点検と充実を図り、必要な訓練を行うよう努めるものとします。 3 県は、防災関係機関等と連携して、南海地震対策推進週間における県民、事業者、自主防災組織等の取組が実施されるよう支援します。	
解説案	課題	4県共同地震・津波県民意識調査の結果からも、県民、事業者等における南海地震への危機感はいずれも高いとは言えず、具体的備えを行っている率も低い状況です。南海地震への備えや訓練が、県民運動として広がり、生活、仕事、教育の中で取り込まれ、習慣となるためには、「みんなで一斉に行おう」という動機付けが行われる仕組みが必要です。 自主防災組織の一斉訓練日は、平成17年以降、9月の第一日曜日として各市町村等と申し合わせて推進してきましたが、県民への周知がまだまだ十分とはいえない状況です。	
	対策	南海地震対策推進週間の設置	
関連事項	施行日	公布日・その他の日 ( )	
	規則の要否	要 <input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/>	(主な規定事項)
	項目の出所等	意見提出用紙、 <u>県民WS</u> 、 <u>検討会意見</u> (シートNO.37、40)・過去の地震からの教訓、 <u>地域防災計画</u> ・地域目標・その他	
検討会での協議内容	主な意見		
	協議結果	原案OK・修正 他 の対策に変更・テ - マからはずす 追加	
備考			
作成履歴	作成日		
	修正日		
	確定日		